



**鉄道車両用炭素鋼タイヤ—
輪心及びタイヤ付車輪—
寸法、釣合い及び組立の要求事項**

JIS E 5401-2 : 1998

(2008 確認)

平成 10 年 7 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣及び運輸大臣が制定した日本工業規格である。

今回の改正では、国際規格との整合を図るためにISO 1005-2:1994, Railway rolling stock material—Part 2: Tyres, wheel centres and tyred wheels for tractive and trailing stock—Dimensional, balancing and assembly requirements を元に作成した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。主務大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案出願にかかる確認について、責任はもたない。

JIS E 5401-2には、次に示す附属書がある。

附属書A(参考)

主 務 大 臣：通商産業大臣・運輸大臣 制定：平成 10.7.25

官 報 公 示：平成 10.7.27

原案作成協力者：社団法人 日本鉄道車輌工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄道部会（部会長 原山 清己）

この規格についての意見又は質問は、運輸省鉄道局技術企画課（〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号）工業技術院標準部機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

ページ

序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 発注者の指定項目	2
4. 仕上程度の用語の定義	2
5. 要求事項	3
6. 検査	7
7. 納入	8
8. 保証	8
附属書 A (参考)	21
解説	22



鉄道車両用炭素鋼タイヤ
—輪心及びタイヤ付車輪—
寸法、釣合い及び組立の要求事項

E 5401-2:1998

Carbon steel tyres for railway rolling stock—
Wheel centres and tyred wheels—
Dimensional, balancing and assembly requirements

序文 この規格は、ISO 1005-2:1994, Railway rolling stock material—Part 2:Tyres, wheel centres and tyred wheels for tractive and trailing stock—Dimensional, balancing and assembly requirementsを全面的に採用するとともに、JIS E 5401-1989(鉄道車両用炭素鋼タイヤ)の全面的な大幅改正に伴う必要最小限の範囲で、従来の日本工業規格の規定を追加で併記した。

従来のJIS E 5401-1989は、品質要求と形状・寸法などの要求事項が一つの規格にまとめられていたが、対応する国際規格がISO 1005-1:1994, Railway rolling stock material—Part 1:Rough-rolled tyres for tractive and trailing stock—Technical delivery conditions 及びISO 1005-2:1994の二つの規格に分かれているため、国際規格の様式及び体系を基に整合化を進めた結果、従来のJIS E 5401-1989に代えてJIS E 5401-1(鉄道車両用炭素鋼タイヤ—品質要求)及びJIS E 5401-2(鉄道車両用炭素鋼タイヤ—輪心及びタイヤ付車輪—寸法、釣合い及び組立の要求事項)を制定した。

現在、タイヤは補修用として使用される傾向にあり、新たな車輪としては一体車輪が使用されている。

1. 適用範囲

1.1 この規格では、種々の仕上程度におけるタイヤ、輪心及びタイヤ付車輪に関する寸法要求¹⁾、表面粗さ及び許容可能な残留不釣合いを定め、加えて、タイヤ付車輪の製造上の要求事項を規定する。ただし、ゴムなどを用いたタイヤ付特殊車輪(防音車輪、弾性車輪などの特殊組立車輪)は除く。

注¹⁾ “寸法要求”という用語は、加工取りしろ、寸法公差、形状及び位置公差を意味する。

1.2 タイヤに対する品質要求はJIS E 5401-1、輪心に対する品質要求はISO 1005-4に示す。

1.3 この規格の品質要求に加え、ISO 404を適用する。

2. 引用規格

JIS E 4504 鉄道車両用輪軸

JIS E 5401-1 鉄道車両用炭素鋼タイヤ—品質要求

JIS E 5402-1 鉄道車両用一体車輪—品質要求

JIS Z 9901 品質システム—設計、開発、製造、据付け及び付帯サービスにおける品質保証モデル

JIS Z 9902 品質システム—製造、据付け及び付帯サービスにおける品質保証モデル

ISO 404:1992, Steel and steel products—General technical delivery requirements

ISO 468:1982, Surface roughness—Parameters, their values and general rules for specifying requirements

ISO 1005-4:1986, Railway rolling stock material—Part 4:Rolled or forged wheel centres for tyred wheels